

災害時における停電復旧の連携等に関する基本協定

岡山県（以下「甲」という。）と中国電力株式会社（以下「乙」という。）は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める災害等の発生に伴う広範囲の長時間停電（以下「大規模停電」という。）の発生に備えた事前対応及び発生した場合における早期復旧について、甲及び乙における相互協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、平時から甲及び乙が連携し、大規模停電に備えた体制整備や情報共有を図るとともに、大規模停電発生時には、電力の早期復旧により県民生活の安定を図るため、甲及び乙が相互に協力する事項を定めることを目的とする。

（連絡体制）

第2条 甲及び乙は、災害時の連携を図るため、双方の連絡体制を構築するとともに、平時から連絡窓口を定め、相手方に通知しなければならない。連絡窓口を変更したときも、同様とする。

2 甲の災害対策本部が設置された場合など、必要に応じて甲乙協議の上、乙の社員をリエゾンとして甲の災害対策本部に派遣できるものとする。

（情報共有等）

第3条 甲及び乙は、災害時における電力の早期復旧を図るため、次に掲げる情報について相互に共有を図る。

- (1) 甲は、乙に対し、復旧又は仮復旧を優先すべき重要施設のリストを作成し提供
- (2) 乙は、甲に対し、停電の発生状況や復旧見込等、停電に関連する情報を提供
- (3) 甲及び乙は、それぞれが知り得た災害対応に必要な情報を提供

2 甲及び乙は、前項の取組を推進するため、県内の市町村と連携を図れるよう努めるものとする。

（災害時の相互協力）

第4条 甲及び乙が相互協力する内容は次のとおりとし、協力要請を受けた甲又は乙は、関係機関と協議の上、自らが行う業務に支障のない範囲で応じるものとする。

- (1) 災害時において、甲が行う電力設備への対応を要する災害応急対策又は乙が行う停電復旧作業等のために必要と認められる、復旧作業の支援及び障害物除去作業等
- (2) 災害時に必要となる甲及び乙が所有する施設や駐車場等の利用

（重要施設の優先的な復旧）

第5条 甲は、第3条第1項の重要施設のうち、甲が指示する重要施設の優先的な停電復旧（電源車の配備による仮復旧を含む。）を乙に要請できるものとする。

(防災訓練への参加)

第6条 甲及び乙は、大規模停電発生時等の協力を円滑に実施するため、必要に応じ、双方の防災訓練への参加を行う。

(秘密保持)

第7条 甲及び乙は、この協定に基づく活動を通じて知り得た秘密情報を他人に開示又は漏えいしてはならない。

(グループ会社等の協力)

第8条 乙は、この協定に定める相互協力や停電復旧作業について、中国電力ネットワーク株式会社（以下「中国NW」という。）を含む乙のグループ会社や協力会社を含めた中国電力グループとして一体的に対応する。

2 乙は、この協定に定める電力の早期復旧にあたり中国NWと協働してこれを実施することとし、この場合、乙の責任においてこの協定の内容を中国NWに遵守させるものとする。

3 甲は、乙がこの協定の履行のために必要な範囲内で、この協定に基づいて知り得た情報を中国NWに開示することに同意するものとする。

(協定期間)

第9条 この協定の有効期間は、協定締結の日から令和4年3月31日までとする。ただし、有効期間が満了する1か月前までに、甲又は乙が各相手方に対し、特段の意思表示をしない場合は、この協定は、期間満了の日の翌日から更に1年間同一の条件をもって更新するものとし、以後も同様とする。

(疑義の決定)

第10条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関し疑義を生じた事項については、甲乙協議の上、決定する。

この協定の締結を証するため、本書を2通作成し、両者記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和3年10月18日

甲 岡山県岡山市北区内山下二丁目4番6号
岡山県
岡山県知事 伊原木隆太



乙 広島県広島市中区小町4番33号
中国電力株式会社
代表取締役社長執行役員 清水希茂

